

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 24 (24. 11. 13)	生活環境	<p>集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期創設を求める意見書の提出について</p> <p>▶理由</p> <p>今般、消費者庁ならびに消費者委員会では、消費者被害の救済が困難な場合が多い実情をふまえ、集团的消費者被害救済制度の検討をすすめてきた。その一環として、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」（特定適格消費者団体が消費者に代わって損害金等の請求訴訟を提起することができる制度。以下、「新訴訟制度」と言う。）について、消費者庁での法案化の作業がすすめられている。</p> <p>新訴訟制度は、以下のような点から、消費者被害救済を適切に救済しうる制度と評価しているところである。</p> <p>1. 消費者被害救済の現状</p> <p>(1) 消費者が事業者とのトラブルにあった際は、みずから事業者と交渉するか、消費生活センターに相談して、事業者との間に入ってもらい解決を目指す。事業者との合意が整えば解決する。</p> <p>(2) 事業者が交渉に応じない等の場合、訴訟で解決を目指すことになる。</p> <p>2. 現在の諸訴訟制度は、消費者が活用するのが困難</p> <p>しかし、消費者被害は、比較的被害が少額（数万から百数十万）のものが多く、それらは訴訟を提起すると費用倒れになってしまう。被害額が高額に及ぶ事案もあるが、消費者個人が訴訟を提起する労力も考えると、訴訟まで提起して被害回復を図ることは困難である。</p> <p>3. 「新訴訟制度」(案) について 消費者の負担が軽くなる。濫訴の心配はない。</p> <p>(1) 裁判の第一段階目で事業者の責任がはっきりしてから、個々の被害者が手続に参加すればよくなる。</p> <p>特定適格消費者団体が、訴訟手続を進行する。訴訟手続が二段階に分かれており、一段階目で共通義務（事業者が、</p>	鳥取県生活協同組合連合会 会長 松 軒 浩 史 (鳥取市岩吉 175 - 4)	

		<p>相当多数の消費者に対して、消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭支払義務を負うべきこと)の有無を争う。そこで、事業者側の責任が認められた場合のみ、二段階目の手続に入り、被害者がそこから手続に参加して、簡易な手続で被害額を確定して救済が図られる。</p> <p>(2) 費用負担も現在より低廉になる。</p> <p>①二段階目の手続は簡易なものになるので、費用も通常の訴訟に比べて低廉なものとなる。</p> <p>②弁護士への委任は、特定適格消費者団体が行う。特定適格消費者団体に、費用等を一定額払う必要はあるが、被害者ひとりひとりが弁護士に委任するよりも相当低額になる。</p> <p>(3) この制度の手続追行主体は、内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体に限定されている。また、対象事案も、共通義務を有し多数発生しているものであり、かつ、契約に関する財産事案を中心に適切な範囲を選定することになっているので、濫訴の心配はない。</p> <p>▶陳情事項 国会ならびに政府に対し、新訴訟制度について早期制定を求める意見書を、11月定例会で採択するようお願い申し上げます。</p>		
--	--	--	--	--